

北海道住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画

1 目的

本計画は、「北海道住生活基本計画」における住宅施策の目標である、安全で安心な暮らしや北海道らしさの創造などの実現のため、住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給を促進することを目的に策定する。

2 計画の位置づけ

本計画は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）」（平成19年法律第112号）第5条第1項に規定する都道府県計画として位置づける。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、北海道住生活基本計画の計画期間（平成28年度から令和7年度）と整合を図り、平成29年度から令和7年度までの9年間とする。

4 基本目標

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に向け、総合的かつ計画的に施策を推進していくため、次の3つの基本目標を掲げる。

- (1) 住宅確保要配慮者のニーズに応じた賃貸住宅の適切な供給の促進
- (2) 住宅確保要配慮者が安心して暮らせる賃貸住宅への円滑な入居の促進
- (3) 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に向けた体制の確保

5 施策の方向性

- (1) 住宅確保要配慮者のニーズに応じた賃貸住宅の適切な供給の促進
 - ・多様な住宅確保要配慮者の住宅需要への対応に向け、住宅セーフティネットの中核として、公営住宅などの公的賃貸住宅の適切な供給を図るとともに、サービス付き高齢者向け住宅の供給や民間賃貸住宅のバリアフリー化の促進など安全・安心な住宅の確保に向けた取組を進める。
- (2) 住宅確保要配慮者が安心して暮らせる賃貸住宅への円滑な入居の促進
 - ・住宅確保要配慮者への重層的な住宅セーフティネットの構築に向け、子育て世帯等の公営住宅への優先入居などのほか、空き家等の民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者への適切な入居支援や住まいに関する情報提供・相談体制などの充実を進める。
- (3) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向けた体制の確保
 - ・本計画を総合的かつ効果的に推進するため、住宅部局と福祉部局等の関係部局との連携を充実させるほか、「北海道居住支援協議会」等を通じて市町村や民間との情報共有・連携を図るとともに、「市町村居住支援協議会」の設置に向けた取組支援を進める。

6 住宅確保要配慮者の対象範囲

本計画における住宅確保要配慮者の対象は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者や障がい者、子どもを養育している者など、法第2条に規定されている者
- (2) 外国人や生活困窮者など、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）」第3条に規定されている者
- (3) 海外からの引揚者や戦傷病者など、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」の一の1に示されている者

7 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録基準

法第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録基準は、法第10条及び施行規則第11条から第14条の規定による。

8 賃貸住宅の供給の目標量

- (1) 公営住宅の供給の目標量
令和7年度までに81,000戸（令和3年度策定の北海道住生活基本計画による）
- (2) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の供給の目標量
令和7年度までに6,600戸